

検査内容変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第20号)が令和2年3月3日に公布され、令和2年7月1日から施行することとされました。この中で、特定科学物質障害予防規則(特化則)の一部が改正され、その中で「尿中のマンデル酸及び、フェニルグリオキシル酸の総量の測定」は、スチレンによるばく露状況を評価するための検査であることが示されました。

弊社といたしましては、従来、スチレンによる暴露状況の検査内容としてマンデル酸を受託しておりますが、この受託内容を改正内容に適合するものに変更させて頂きますので、その変更内容についてご案内申し上げます。

誠に勝手ではございますが、弊社事情をご賢察のうえご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

■ 変更日 2020年7月1日(水) 受付分より

■ 変更内容

項目コード	検査項目	変更箇所	新	現行	検査案内	備考
3566	マンデル酸(MA)	項目名称	マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸総量(MA及びPGA総量)	マンデル酸(MA)	P17	※1、2

※1 結果値は、マンデル酸(MA)とフェニルグリオキシル酸(PGA)の合算値となります

※2 2014年11月より有機溶剤中毒予防規則(有機則)から特別科学物質予防規則(特化則)の対象物質位置づけられたことにより、分布区分の報告義務はなくなりました。このため、今回より、項目コード(7663) スチレン分布で分布区分は報告いたしません。

【特別有機溶剤(スチレン)の特殊健診項目の見直し(特化則の改正)改正内容抜粋】

有機溶剤		改正後	改正前
スチレン	一次健康診断	尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量	尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の総量